

岩手県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社WAKABA	遠野市上郷町佐比内46地 割23番地 2	グループホームひだまり 上郷	遠野市上郷町佐比内46地 割23番地 2	平成29年12月13日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社WAKABA	遠野市上郷町佐比内46地 割23番地 2	グループホームひだまり 上郷	遠野市上郷町佐比内46地 割23番地 2	平成29年12月13日